

- 資産運用
- 年金財政
- 年金制度**
- その他

【DBの基本を学ぼう】 「DB掛金相当額」とは何だろう？

今回は、2024年12月より確定拠出年金（以下、DC）の拠出限度額の算定に使用することになった確定給付企業年金（以下、DB）等の他制度掛金相当額について、わかりやすく解説します。

※本資料において、DBの財政再計算を「再計算」と呼称します。

Topic



健人(けんと) 人事・労働部門で退職金・企業年金を担当する新入社員。「聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥」が信条。数字を尊敬している。

数子(かずこ) 退職金・企業年金担当のベテラン社員。新入社員・健人の教育担当。その熱心さゆえ、厳しい面が出てしまうこともあるが、後輩想い。



DC拠出限度額の算定に使用する！



DB制度の「再計算報告書」を受け取りました。前回5年前の「再計算報告書」と比較すると、今回は新たに「確定拠出年金で使用する確定給付企業年金の掛金相当額（月額）」（以下、DB掛金相当額）が記載されています。これは何でしょうか？

そのとおり。DB掛金相当額の概要をまとめると下表のようになるね。ざっくりいうと、DB掛金相当額というのは、加入しているDBの標準的な給付額を退職まで毎月定額で積み立てるとした場合の掛金のイメージかな。



よく気が付いたね。DCの掛金拠出額については限度額が決められていて、2024年12月の拠出額から、限度額は加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度の給付水準を反映して算定することになったの。



<改正後DC拠出限度額(月額)>（企業がDB等(※1)を実施している場合）

企業型DCの事業主掛金(※2)	5.5万円ーDB等の他制度掛金相当額
iDeCo	5.5万円ー(DB等の他制度掛金相当額＋各月の企業型DCの事業主掛金額) (2万円が上限)

※1 DB、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合

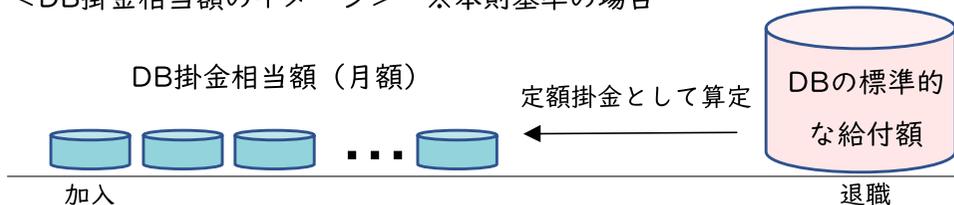
※2 2024年12月1日にDB等と企業型DCを実施している場合、拠出限度額を改正前の2.75万円とできる経過措置があります。ただし、終了要件に該当する企業型DCやDB等の規約変更を行うと経過措置の適用は終了します。

算定期限	再計算ごとに算定。
算定対象	全てのDBにおいて算定。複数のDBに加入している場合は、それぞれ算出したものを合計する。
算定単位	掛金設定を行うグループ区分ごとに算定。 1000円単位(1000円未満四捨五入)で算定。
算定方法	<本則基準>「標準的な加入者の通常予測給付現価÷標準的な加入者の人数現価」として月額を算定。 <簡易基準>「標準掛金総額(月額)÷加入者数」として算定。



この「DB等の他制度掛金相当額」に該当するのが、今回再計算報告書に記載されている「DB掛金相当額」ですね。これは再計算のときに算定するのですね？

<DB掛金相当額のイメージ> ※本則基準の場合



DB掛金相当額は変動する？

 再計算をすると標準掛金や特別掛金は変動しますが、DB掛金相当額も変動するのでしょうか？

いい質問だね。再計算では将来の退職や昇給を見込むための計算基礎率等を見直し、それにより実際に払い込む標準掛金等が変動するけど、DB掛金相当額も同じ計算基礎率等を使って計算するので変動するわ。DB掛金相当額の算定は、標準掛金の算定とは異なる部分があるので変動割合は完全には一致しないけど、再計算で標準掛金が増減すると、DB掛金相当額も増減する傾向と考えてよいね。

DB掛金相当額に関する留意点は？

 なるほど。DB掛金相当額について理解が深まりましたが、どういう点に気をつければよいのでしょうか？

DB掛金相当額は再計算をするごとに算定するので、基準給与や定年年齢を変更するなど、給付設計変更に伴って再計算を行う場合もDB掛金相当額を見直すことになるね。

<再計算を行う場合の例>

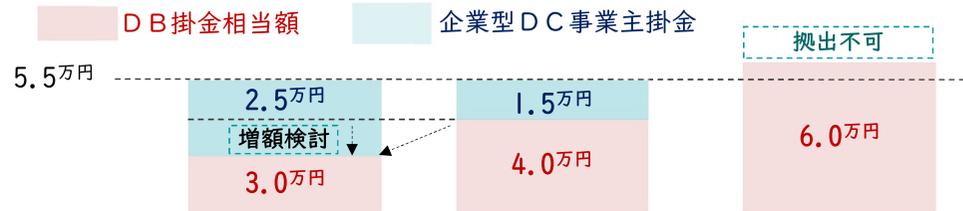
- DB規約に定めた少なくとも5年に一度実施する再計算
- 事業年度末決算において数理上資産額に許容繰越不足金を加えた額の責任準備金に対する割合が1.00を下回った場合
- 加入者の数が前回の財政計算時に比べて著しく増減した場合(概ね20%以上の変動)
- 加入者の資格、給付設計を変更する場合
- 予定利率を変更する場合
- リスク対応掛金を新たに拠出する場合

 少なくとも5年に一度実施する再計算以外でも、再計算を行うとDB掛金相当額も算定し直すことに注意が必要です。

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2025年2月現在のもので、今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

例えば、DB掛金相当額が減少すると企業型DCの拠出限度額は増加するので、企業型DCに拠出する掛金を増額できる余地が生まれるわ。

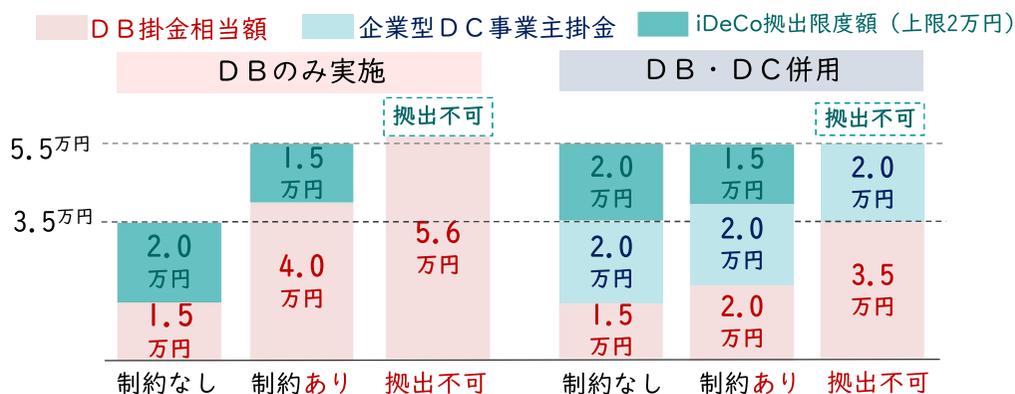
<企業型DC事業主掛金の拠出限度額イメージ> ※経過措置なしのケース



 DCの拠出限度額が増加したり減少したりすると、退職金や企業型DCもこれまでどおりでよいのか見直す機会になりますね。

それだけではないの。従業員がiDeCoに掛金を拠出していると、iDeCoに拠出できる金額も変動するわ。そのため、企業は再計算後のDB掛金相当額を事前に従業員に周知しておく必要があるの。

<iDeCo拠出限度額のイメージ>



 なるほど。DB掛金相当額が変動すると、色々な影響があるのですね。再計算の際は、受託機関からアドバイスを受けながら、しっかりと検討します！

 再計算結果に関するご照会、退職金・企業型DCのコンサルのご要望、従業員さまにiDeCoをご紹介される場合は、当社担当スタッフにご相談ください。

あなたの未来を強くする

 住友生命

【住友生命保険相互会社】
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8630(年金数理室)
<ホームページ><https://www.sumitomolife.co.jp>